

令和7年 八潮市農業委員会10月総会 議事録

1 開催日 令和7年10月23日（木）

2 開催時間 午後2時00分から

3 会 場 市役所会議室3-4

4 出席委員 14名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏 10番 松田 淳一

4番 斎藤 富子 11番 篠木 秀彦

5番 福岡 達則 12番 石井 清巳

6番 飯山 敏行 13番 関根 幸子

7番 新井 孝美 14番 萩野 透

8番 鈴木 隆 15番 白倉 明久

5 欠席委員 1名

委員 9番 田中 幸夫

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について（照会）

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 矢川 貴法

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。八潮市農業委員会総会に御出席を賜り、ありがとうございます。

総会終了後には、本日、農業委員会の視察研修を予定しておりましたが、欠席者が多かつたため、延期となりました。

それでは、ただいまより八潮市農業委員会10月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございます。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は14名でございますので、定足数に達しております、本日の農業委員会は成立していることをご報告いたします。

なお、9番、田中幸夫委員からは、欠席の連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

貴重なお時間を割いていただきまして、10月のこの八潮市の農業委員会の総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

古今和歌集に、「秋来ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞおどろかれぬる」と、そういう歌がございまして、季節の移ろいをたしなむというような風情がありました。昨今、特に去年、今年におきましては、秋の気配、そういうものはどこへ飛んだやら、9月の下旬まで高温でございまして、そして、お彼岸を迎える、そして、10月の声を聞いたら、昨日なんかはもう12月初旬の陽気という具合に、何か季節の移ろいがすごいせっかちで進んでいるような状況でございます。

そんな中で、10月7日には、四市町の農政研究会が行われました。そして、先ほど局長のお話にもございましたが、今頃は長野のどこかにいるはずだったのでございますが、皆様のご都合がつきませんで、延期ということになりました。

それから、10月13日のスポーツの日に、八潮市スポーツフェスティバルが開催されまし

て、中日にいた中島宏之さんの野球教室を行ったというふうになっております。

話は変わりまして、皆さんもスーパーとかへ行くと、あまおう、イチゴ、見られると思うんでございますけれども、あまおうが育成者権、育成した権利、これが今年の1月で終わりまして、これからは誰でも作れます。ただ、あまおうというのは商標でございまして、これは使えないわけです。品種名は何か福岡S6号というふうに言われるそうでございまして、このあまおうが、市況、あるいはスーパーのお値段を見て分かると思うんですけども、ほかのイチゴよりもワンランク上というか、ワンランク高い値段がついていたので、炭疽病に弱いという、こういう弱点がございまして、福岡のほうでは、全国どこでも作れるんですけども、ちゃんと管理されないと品質が落ちるということで、あまおうにダメージが与えられるんじゃないかなと、その辺を心配しているようでございまして、ただ、あまおうは名乗れないということで、何という名前で出てくるのか分かりませんけれども、もうそろそろイチゴの季節になっております。今、イチゴが1パック、市況でもって1,900円ぐらいしております、まだ11月半ば頃になれば値段がもう少し下がってくるかと思います。

今日も幾つかご審議をいただく議案がございますので、ご慎重なるご審議をいただきまして、スムーズな会議にしていただきたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

次に、傍聴者の報告でございますが、本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

①八潮市農業委員会10月総会次第 A 4 横

②農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について（依頼）

（資料 - 1 - 1）

③八潮市明日の農業担い手育成塾資料 （資料 - 1 - 2）

④「全国農業新聞」の購読料改定のお知らせ （資料 - 2）

⑤農業者及び市町村等へのチラシの周知のお願い（健康診断・がん検診）

（資料 - 3）

⑥「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施および今後の対応について（依頼）

（資料 - 4）

⑦農業委員会活動記録簿（11～12月分）

以上7点になりますが、資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づいて、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」と仰たわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願ひいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、着座にて失礼させていただきまして、暫時議長を務めさせていただきます。

それでは、次第に基づきまして進めたいと思います。

次第3の議事録署名人でございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、8番、鈴木隆委員、15番、臼倉明久委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いをいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第17号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5の議事に入りたいと思います。

議案第17号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について（依頼）について、都市農業課（八潮市担い手育成協議会事務局）より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第17号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件でございます。

一括してご説明をいたします。

まず先に、場所のご説明をさせていただきます。

1枚めくって、お隣の2ページ目、ご覧ください。

1か所目につきましては、八潮市役所〇側の出口を出まして、〇側に向かい、〇〇〇に向かって〇〇メートルほど進み、〇〇〇を〇折、また、〇〇〇を〇折いたします。〇〇〇の信号を〇〇し、堤防に突き当たったところで、また〇折します。〇〇〇にずっと走ってまいりますと、〇〇〇農地に到達したすぐの場所が2ページのこちらの場所でございます。

2か所目は、めくって、4ページ目をご覧ください。

先ほどの土地からさらに〇〇〇メートルほど進み、〇〇〇を過ぎた、すぐ〇側の土地の2か所でございます。

現地の様子につきましては、3ページ目の写真及び5ページ目の写真でございます。

戻りまして、内容のご説明をさせていただきます。

番号の1、貸付人住所・氏名は、〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇〇番〇〇と〇〇番〇〇、いずれも畠、合計の地籍は〇〇〇平米でございます。

続まして、番号2、貸付人住所・氏名は、〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、土地の所在が〇〇字〇〇〇〇番〇〇、こちらも畠、面積は〇〇〇平米です。

3番目につきましては、貸付人さんが〇〇市〇〇〇〇丁目〇〇番、〇〇〇〇、土地の所在が、先ほど2番のすぐお隣で、〇〇字〇〇〇〇番〇〇の畠、面積は〇〇〇平米でございます。

権利の内容は、2年間の使用貸借権でございます。承認の根拠につきましては、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業（研修事業）です。

詳細につきましては、都市農業課よりご説明をいたします。

○**都市農業課** 都市農業課の臼倉です。

○**都市農業課** 都市農業課の北條です。

○**都市農業課** 八潮市明日の農業担い手育成塾及び研修用農地確保についてご説明させていただきます。

まず初めに、明日の農業担い手育成塾についてご説明させていただきます。

資料は、タイトルが「八潮市明日の農業担い手育成塾資料」と書いてあります、こちらの、1ページ目をお開きください。

八潮市明日の農業担い手育成塾は、八潮市農業の担い手を育成し、確保する機関となっております。こちらの機関は、埼玉県が推進する明日の農業担い手育成塾の事業フレームの中で運営されております。事業費について、埼玉県が4分の3、残りの4分の1を八潮市が負担するものです。

塾の構成員といしましては、八潮市農業委員会、市内の農業団体、埼玉県、埼玉県農地中間管理機構、つまり埼玉県農林公社、それとさいかつ農協、あと八潮市等の関係機関が一体となって技術研修、農地の確保、資金相談等の就農支援を行うことで、自立農業経営を目

指す新規就農希望者が八潮市内で確実に就農できるように支援する制度となっております。

続けて、塾の流れをご覧ください。

まず、入門研修として、指導農家の農業を手伝いながら指導を受けるのが、1年間となっております。続けて、進級になれば、実践研修となりまして、研修農地を塾のほうで確保しまして、塾生自身で模擬経営を実施しながら、指導農家に指導を受けるというのが2年間となっております。晴れて卒業となれば、その研修農地等で新規就農するというような流れが全体の流れとなっております。

昨年の10月に公募を行いました。今ご覧いただいているのは八潮市のホームページの切り抜きなんですけれども、このような形で公募を行いました。

その結果2名の方に申込みをいただきまして、今年の1月1日より研修生として入門研修に参加しているというような状況になっております。そちらの詳細の内容は次のページにございます。

研修生は、○○○○さん、○○○○さんの2名となっております。

○○さんの指導農家は○○○○さんです。○○さんは、○○○○さんです。

八潮市明日の農業担い手育成塾主催で、今年の9月30日に認定会議を開催させていただきました。その際に、研修生2名の進級が承認されまして、来年1月1日から実践研修が開始されます。そのため、研修用農地が必要となりますので、次は、こちらについて説明させていただきます。

最後のページ、3ページ目をご覧ください。

こちらが今お伝えしました研修用農地の確保のイメージ図となっております。通常の農地中間管理事業であれば、農地の貸し借りについて、地権者のほうから埼玉県農林公社が借りた後、耕作者に貸すという形になるんですけれども、研修用農地につきましては、農林公社のほうで借り受けた後、研修生に利用させるという形で研修を行うというような形となります。

農地の利用については、研修生自身が行うんですけども、管理運営については、ついていただいている指導農家の方にも協力していただき、塾のほうも同様に協力するというような形となります。

本事業につきましては、農業委員会の皆様のご協力なくして行うことができないものとなりますので、ぜひともご協力のほうをよろしくお願ひいたします。

説明は以上となります。研修農地の中間管理事業について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上となります。

○議長 ありがとうございました。

同議案につきまして、本来は地区担当委員に調査を依頼するところでございますが、初めての協議内容であること、また、本日、地区担当委員の田中さんが欠席をなさっていることから、担い手協議会の役員であり、事情をよく把握していらっしゃる2番の鈴木新一代理より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○2番（鈴木新一委員） 今、担当の方から説明いただきましたけれども、取りあえず、当該法律ですと、地域計画の中の農地を極力利用する規定があります。その中の、その条件に合致した、営農するのにふさわしい土地です。

それから、そこに研修として就農される〇〇さんという方と、それから、〇〇さん、〇〇さんといったら、〇歳の〇性の方で、〇〇さんという方は〇歳の〇性の方で、9月17日と21日に担当の方と、それから会長さんと私で、あと中間管理機構の農林公社の方で研修状況を見に行きました。

それで、少し話を聞きまして、まず、〇〇さんという方は、現在、ほかに職業を持っているんですけども、それで、現在は休みの日に就農しているという感じです。ですから、1か月に平均5日ぐらいで、ちょっと少ないかなとは思うんですけども、現在は。

それから、〇〇さんという方は、写真家で、市内に住んでいる方です。〇〇ですかね。指導農家の〇〇さんのうちの近くに住んでいるらしいです。

それで、〇〇さんという方は、できた農産物をどうするんですかというお話を聞いたら、今のところ、〇〇に住んでいるんで、地元のイベントなんかで直売したいというふうに考えているようです。

それから、〇〇さんのほうは、写真家もやっているということで、観光農園として収穫体験していただきて、その場を写真を撮って、それをセットでご利用いただくという形で契約していきたいというふうなお話でした。

環境的には十分それでやっていけるのかなという感じの農地であり、また、その人なりですんで、今回の件については特に問題ないのかなという感じはしました。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま、都市農業課と2番、鈴木新一委員より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてご説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて、自分の議席番号、氏名を述べてから、お願いをいたします。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

この、後継者がこれからどんどん若い人が増えてくれればいいなと思います。

それで、質問なんですが、この指導員2人、2名につきまして、これは報酬というのはあるんでしょうか。

○都市農業課 月2万円、お支払いさせていただく形で、年間24万円です。

○8番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○議長 6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 研修生が実際に2名ほど入っているというのは耳にしていたんすけれども、簡単に言ってしまえば、その研修先というか、新規就農するということなので、今回はその圃場を用意する形ということですね。

○都市農業課 はい。

○6番（飯山敏行委員） それに伴いまして、その後の展開もあるかもしれないですけれども、○○さんはイベント等に野菜等の販売をしたいと言っているから、それを考えると、やはり農薬等、残留農薬等の各種研修というのは必ず必修になってきますよね。イベントに出すということは。指導員が教えるということですね。

○都市農業課 責任は指導農家です。

○6番（飯山敏行委員） そのリスクは伝えているんですか。残留農薬は結構きついですよ。1億円とか、何か月間とか。

○議長 こういうことは、ここに来る前に、何か実習、体験農業。

○都市農業課 就農予備校で行っています。

○議長 もう少し経過を話したほうが良いので、お願いします。

○都市農業課 経過につきましては、まず、お二人は、最初に、埼玉県農林公社が運営しております見沼の就農予備校に在籍しました。○○さんは1年間、○○さんは4年間、入門すれども、在籍しました。

それから、○○さんにつきましては、○○農場という、民間の運営する研修農地的などころに半年いたんです。

○6番（飯山敏行委員） いや、やるのは、研修するのは構わないけれども、この方がちょっと野菜できたから直売所で販売したいとなった場合に関しては、ちゃんと各種農協さんが主催するような農薬等の研修会等に率先して出てもらって、皆さんと同じような土俵に上ってもらわないといけないですよね。

○議長 その辺のリスク管理はやっていただかないと。

○6番（飯山敏行委員） そうですよね。

そうしたところ、直売所で普通にやられている方が非常に迷惑する可能性も出てくるんじゃないかなと思います。

○議長 今、どこでも、イベントでもその辺はちゃんとチェックが入るんじゃないですか。要

するに栽培履歴の提出は今だからあると思いますよ。

○6番（飯山敏行委員） それまでちゃんとしっかりやってもらえるのか。

○議長 この1年間というのは、指導農家さんについて、作業を手伝うというのがメインで、指導しています。出荷も手伝いしたり何か、いろいろ栽培の管理とかいろいろやっていますので、その辺は指導して、ちゃんと熟知していると思います。

事務局。

○事務局 飯山委員さんからのご質問の内容が、指導農家さんの指導の範囲がどのようなことかというところについての質問かなと思いますので、それにつきましては、都市農業課から回答していただくという整理でもよろしいでしょうか。

○議長 はい。

○事務局 では、指導農家の指導の内容について具体的にご説明、お願ひします。

○都市農業課 栽培から収穫まで、販売までということで、一環したものを指導するということになっています。

今言われた残留農薬についても、改めまして、指導農家さんのほうにお願いして、ご指導いただくようにお願いしたいと思います。

○6番（飯山敏行委員） これはちなみに、指導農家さんは、1年だから、この12月31日をもって終了してしまうんですか。その後は指導しないのですか。

○都市農業課 入門が終了して、その後、1月から実践研修なんですけれども、引き続き指導していただけます。

○6番（飯山敏行委員） 1人になる。それとも、指導農家さんもついて、2人でステップ上っていくんですか。

○都市農業課 そうですね。1人に1人ずつ。

○6番（飯山敏行委員） ついていくわけですか。

○都市農業課 ついています。

○議長 まだ。研修農地で指導することです。

よろしいですか。

ほかにございますか。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

研修生、これ、2人について、家族、手伝いあったとしても、この2人でこの面積は広くないですか。

○都市農業課 ○○さんは1反なんですけれども、一応、小さい耕耘機は持っています。なので、やれるかなとは思うんですけども、あとは、指導農家さんがサポートしていますので。

○3番（大塚一宏委員） 1反、月5日でできますか。

○2番（鈴木新一委員） 一応、話に聞いたのは、○○さんの研修農地は、○○さんのほうで、隨時、トラクターで耕耘すると言っていました。

あと、できれば、ジャガイモとかサツマイモとか、管理しやすいものを当初は作ると言つていました。

○議長 ○○さんのほうだけれども、○○さんの畠の隣で研修します。

○3番（大塚一宏委員） ○○さんは面積的に広過ぎるんじゃない。

○6番（飯山敏行委員） すみません。私も広いと思うんです。

この後、もし、また、何、違う研修生を受け入れたら、その区画を半分に切ったりしながら入れていくんですか。

○都市農業課 いや、また新たな農地を。

○6番（飯山敏行委員） いきなり1反は広くないですか。

○都市農業課 新しい研修生はまず、また、入門編から始めていただきます。

○6番（飯山敏行委員） その区画に入ってもらうんですか。

○都市農業課 もし、今の研修生がやる農地は、就農すれば、そこはもう研修生が使います。

○6番（飯山敏行委員） 新たに探すということか。

○3番（大塚一宏委員） その場合、研修後も。

○都市農業課 予定ではそうです。

○3番（大塚一宏委員） そういう形に任せることですか。

○都市農業課 そうです。予定では。

○6番（飯山敏行委員） いきなり1反はすごいですね。

○3番（大塚一宏委員） でも一応、営農が農林公社でしょう。2年間の契約で、その後はどうするんですか。

○都市農業課 その後は新規就農した場合には、今度研修生が、それぞれ農林公社から借りるということになります。普通に農地を借りる手続きと同じです。

○3番（大塚一宏委員） ということは、地主さんの畠を借りるという。

○都市農業課 おっしゃるとおりです。お借りするときに、その流れを地権者にお話しさせていただいているので、もし2年後に問題なければ、新規就農までしていただける。なので、問題ないというところも地権者の方には確認は取っております。

○3番（大塚一宏委員） では、承認して、引き続き貸すという形。

○都市農業課 はい。その方が営農をしっかりやっていただけるのであれば、ぜひということでお話をいただいている。

○2番（鈴木新一委員） 直接契約することですね。

○都市農業課 そうですね。中間管理を通しますけれども、通常の契約となる形です。

○議長 ほかにございますか。

○2番（鈴木新一委員） 確かに、ちょっと私見で申し訳ないですけれども、確かにそういうイベントなんかで、自分で、個人で売るという場合は、そこまでチェックはないと思うので、そういう知識をどこかで研修してもらうのが大切ですよね。

○6番 飯山委員 そうですよね。

○3番 大塚委員 指導農家によく言っておかないと。

○議長 使っちゃいけない物ですから。

○2番（鈴木新一委員） そういう研修の機会というのは何か提供するということはできないですか。

○事務局 そうですね。それはしっかり検討させていただきます。

○2番（鈴木新一委員） 確かに大切なことですので、しっかりやってください。

○都市農業課 1月1日からご自身で模擬経営になりますので、そのフォローというのを指導農家の方と我々、塾の側もフォローしますので、そういう意味では、研修等も含めてフォローという形でしっかりと検討して対応させていただきます。農林公社、春日部農林も入っているので、そちらの方もご協力いただいてしっかりと行なっていきます。

○議長 実践研修というのが、この指導農家さんとはお付き合いしていただいて、お互いに忙しいときは行って、やってもらえるといいですけれども。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、ここで、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いをいたします。

———— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

都市農業課のお二人の方、ありがとうございました。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 転用等届出受理報告につきまして、報告させていただきます。

次第の6ページをご覧ください。

まず、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定の届出につきましては、2件の届出の報告がありました。

届出人は、〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇の〇〇〇〇さんです。記載のとおり、令和7年2月26日に、〇〇の〇〇〇〇さんから相続により権利を取得したもので、あっせんの希望はありません。令和7年8月29日に届出があり、令和7年9月3日に受理を行いました。

次に、次第の7ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、駐車場3件、共同住宅敷地2件、公衆用道路敷地1件、学童保育所敷地1件、計7件の届出の受理を行いました。

このうち、7番につきましては、開校予定の新設小学校に併せ、学童保育所を令和8年3月から着工し、令和9年2月末に完成、4月から開始を予定していると聞いております。

次に、次第の9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、店舗敷地1件、住宅敷地4件、計5件を受理しました。

このうち3番につきましては、鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業地内にあり、現在は可能ですが、分譲当時、区画整理中の土地については分筆ができなかつたため、持ち分で売買した土地となっております。今回の転用につきましては、分譲した業者が持っていた土地を所有権移転するためですが、分譲業者が倒産したため、破産管財人による届出となっております。

次に、次第の11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約につきましては、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定を令和5年5月23日の総会に諮り、承認され、令和5年6月1日から令和10年5月31日までとしておりましたが、令和7年10月1日付で賃貸借の合意解約の通知がありました。令和7年9月1日に賃貸借の解約の申入れがあり、9月25日に両者合意の下、解約したということです。今後は、賃貸人が営農を継続するとしております。

転用等届出受理報告につきましては、以上となります。

○議長 ありがとうございました。

それでは、この後、数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後に質問がありましたら、お願いをいたします。6ページから11ページでございます。お目通しをお願いいたします。

———— 資料確認 ——

○議長 それでは、よろしいでしょうか。転用等届出受理報告につきまして何かご質問がござ

いましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからご発言をお願いをいたします。

○事務局 離作料につきましては、ありません。

———— 委員より意見なし ——

○議長 なければ、転用等届出受理報告はこれで終わりといたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が1件、報告事項2件、協議事項が2件ございます。

初めに、依頼事項、資料4の農業委員会の法令遵守の申合せ決議について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 農業委員会の法令遵守の申合せ決議は、実施及び今後の対応についてということで、こちらは、抜粋して説明させていただきます。

以前、農業委員会会长が農地転用に係る収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生いたしました。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

のことから、令和元年度全国農業委員会会长代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申合せを決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

のことから、農業委員会の法令遵守の申合せ決議の周知徹底及び綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、年に一度以上、同様の取組を実施されますよう周知を図るとされておりますので、この場をお借りしまして、周知の徹底をさせていただきます。

説明は以上になります。

○議長 ありがとうございます。

それでは、1枚目をめくっていただきまして、2枚目の農業委員会の法令遵守の申合せ決議、これを代理に読み上げていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○2番（鈴木新一委員） 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責任を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接するが多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記の事項について、

ここに申合せ決議する。

記。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり、適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年10月23日、八潮市農業委員会。

○議長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様も十分に認識されていると思いますが、特別職の公務員として、日頃の行動に十分ご注意されますよう、お願いをいたします。

次に、報告事項1件目、全国農業新聞の購読料改定について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2と書いてある「全国農業新聞」の購読料改定のお知らせをご覧ください。

10月1日付で、埼玉県農業会議よりこちらのお知らせがありました。

令和8年4月より、月額900円となることについて、農業委員の方々には、文書の周知を行っていないので、周知を行っていただきたいという依頼がありました。

また、裏面に書いてあります電子版については、令和8年4月から、現在の700円と同額となりますので、切替えの場合には、お知らせの連絡先までお願ひしますということです。

以上となります。

○議長 ありがとうございました。

次に、報告事項2点目、農業者及び市町村等へのチラシ周知のお願い（健康診断・がん検診）について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 それでは、資料3と書いてある農業者及び市町村等へのチラシの周知のお願いをご覧ください。

10月15日付で、埼玉県農林部より、こちらのお知らせがありました。

3点のチラシがありますが、内容は、健康の維持やがんの予防のため、定期的に健康診断やがん検診を受けてくださいと厚生労働省、農林水産省よりのお知らせです。

会社などに勤めている方は、年一回の定期検診を受けている方がほとんどですが、自営業の方はお忙しい中でなかなか難しいと思いますが、検診を受けていただきたいと思います。

市では、保健センターより、有料ですが、健康診断の案内等も行っていますので、ご確認をお願いします。

以上となります。

○議長 ありがとうございました。

次に、協議事項1点目、令和7年度視察研修会の再設定について、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局 こちらにつきましては、資料は特にございません。本来であれば、本日より2日間の日程で視察研修に参る予定でございましたが、実施にこぎつけることができず、誠に申し訳ありませんでした。

昨年度は茨城に参りましたので、今年度については、千葉や山梨や神奈川など、茨城方面以外、また、時期についてお示しいただければと思いますので、ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

視察研修の件でございます。年が改まってからということになると思うんでございますけれども、日帰りでの研修は行いたいと思うんです。

昨年は、2月でしたか。

○事務局 1月です。

○議長 1月。

○事務局 1月の総会の際に参りました。

○議長 そうですね。総会に併せて。

1月につくばのほうへ日帰り研修ということでございました。

日帰り研修でございますので、距離的に制限がございますが、今、事務局がおっしゃったように、千葉、群馬、山梨、この辺で、皆様のちょっと気になっている視察箇所がございましたら、ご提案をいただきたいと思いますけれども。

厚木の全農の試験場というのは、あれは去年、おととしか何かは組み込んで、中止になつたよね。

○事務局 去年の視察研修先が平塚の肥料の工場でした。

○議長 1月だとな。圃場に何もない。

○3番（大塚一宏委員） 今頃ならね。まだ。

○議長 まだある。

八王子のパッショントルーツとは、収穫はもう終わっているんだと思うんだけれども、あれは農家は何件ぐらいでやっているの。今分かりますか。

○事務局 八王子のパッショントルーツは、生産組合が団体をつくっておりまして、若手農業後継者13名ということで、ホームページも公開されています。

2月16日から20日で、八王子パッショングルーツフルーツフェスというのをやったみたいですね。2023年冬の時期にやったみたいです。

○議長 八王子でパッショングルーツを産地化しようという動きがありまして、ただ、パッショングルーツそのものを食べるんじゃなくて、それを使った六次化のあれですよね。

○事務局 そうですね。ジャムとか、あと、そうですね。おっしゃるとおり、果物そのものの提供ももちろんですが、ジャム、ジュースについても製品化して、広く周知をしようかなという。背景的には、パッショングルーツもやっているけれども、酪農もやっている。

○議長 場所だけでも決めたほうがいい。それとも、行き先を決めちゃったら。

○事務局 そうですね。この場でもし具体的に東西南北決まらないとか、ジャンルがということであれば、その前提で来月までの間に事務局のほうで日帰りで可能そうなところを。

○議長 ピックアップしてくれる。

○事務局長 そうですね。はい。やらせていただきます。

○議長 何かこういうところをちょっと見てみたい、そういうご要望があれば、今提案していくだけで、あと、事務局でそれに沿って選定をしていただくと、こういうことになるんですけども、よろしいですか。

何かありますか。これを見たいんだと。

○2番（鈴木新一委員） 個人的には、常総の道の駅のところにあるでっかいイチゴ団地というんですか。

○議長 イチゴとミニトマトの、道路を挟んで。あそこの常総、高速の向こう側にあるんですね。これから季節はずっと5月まで大丈夫ですね。イチゴ狩り。

○3番（大塚一宏委員） 年明けというとやっぱりイチゴ狩り。

○事務局 去年、常総に行きましたよね。そこから見えた。

○議長 行先に考えがある人は言ってください。提案してください。

まだ、今ちょっとあまり具体案がないんですけれども、その辺でちょっとピックアップをお願いしてよろしいですか。

○事務局 事務局のほうで、千葉、神奈川、東京西のほうも含めてのご提案というふうな具合で、2点、3点とは言わず、かなりちょっと選択肢を持った形でお示しできるような形を取らせていただきたいなと思います。

○議長 分かりました。それでお願いいたします。

その視察研修については、事務局のご提案に、来月の総会にて提案をいただくということでおろしいでしょうか。

———— 委員より意見なし ——

○議長 それでは、次に、協議事項2点目、先月の総会で決定しました農業祭における農業委

員会の啓発事業、米の無料配布について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こちらにつきましても、特に資料はございません。

令和6年度の農業祭におきましては、11時半からの配布予定ではありましたが、配布待ちの方が大勢いらっしゃったことですとか、ちょっと配布の際に、事務局のほうででも混乱をしまして、配布のご担当をお願いいたしました荻野透委員さん、石井清巳委員さん、飯山敏行委員さん以外の方にもお声をおかけして、割と皆さんでやって、11時からやっていただくような形となってしまいました。

今年度はそのようなことのないように、落ち着いてやりたいなとは思っておるんですけども、無料配布の担当の方を、今年度につきましても、2名ないし3名、決めていただきたいなと思っているのが1点ございます。

もう1点につきましては、開会式の出席につきましてでございます。

今年度の農業祭は、12月6日、7日の2日間でございますが、開会式は7日、日曜日の8時45分からでございます。

昨年度は全員出席で、服装につきましては、ノーネクタイで帽子不要というような形を取らせていただきまして、ご紹介につきましては、農業委員の皆様ですというような形でやらせていただいたところでございますが、今年度につきましても、どのような形でやらせていただけるかというところをご協議いただければと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

お米の無料配布、これは、確認ですけれども、新井さんと大塚委員にお願いいたします。

当日、農業祭の当日の服装というか、それは例年どおりでよろしいでしょうね。帽子なしで、ノーネクタイで、平服ということで。

それでは、皆さん、当日は、天候はどうなるかはちょっと分かりませんが、よろしくお願ひをいたします。

○事務局 無料配布のご担当の方の選任をお願いします。

○議長 当日、時間に出向いていって、出席していて、できる人は。

○6番（飯山敏行委員） 私いますよ。

○議長 飯山委員。

○議長 石井委員、大丈夫。

では、飯山委員と石井委員さんにお願いを。

○事務局 お願いします。ありがとうございます。

○8番（鈴木 隆委員） いいですか。すみません。

先日、農地パトロールで堤外に行ったんですよ。南川崎から二丁目までぐるっと。そのと

きに、農道があるんですけども、農道が砂利道の農道なんですけれども、がたがたで、 トラックがこうなりそうな感じでひどいんで、その、例えば砂利を敷いてくれるとか、それはどこにお願いすれば。

〇〇〇〇さんにも会って、私は車に乗っていたので、それ違ったら、俺、市役所に電話したんだけど、何もやってくれないのよということで、農業委員が言ってよと言われたんですけども。

ちょっと都市農業課からその担当のところにお願いいたします。

○事務局 もちろんです。

○8番（鈴木 隆委員） 特に南川崎のところ、すごいがたがたなんですよ。

○事務局 そうですね。

○8番（鈴木 隆委員） 雨が降ると水がたまっちゃって。飛ぶんで。その点。

○事務局 質問していいですか。すみません。

堤防の側道ですかね。舗装されてきれいな道路、あそこをちょっと管理している国のはうで通行止めにして、もう多分二、三ヶ月たっているかなと思うんですが、それ以降、道路のそういういたようなダメージが進行しているとか、そういうようなことは感じられませんか。

私どもも、堤外農地のパトロールということで、一応、毎日ではないんですが、車で走るんですが、そのわだちの状況というか、やっぱりハンドルを切ったりとかということで、路面が傷むんですが、交差点ごとが特に穴というか、ぼこぼこしているのがひどくなってきたなと体感しております、もしくは、堤防のあの道路を塞がれたせいで、余計にひどくなっているということを具体的に教えていただければ、そこも含めて言おうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○8番（鈴木 隆委員） 軽トラとか、そういう軽車両だったらいいんですけども、例えば、4トン車のトラックとか、そういうトラックが入ってきてるんで、そのせいできっと穴ぼこができているのかなと思うんですけども。そういう車両を侵入禁止にしてもらえば、本当は一番いいんでしょうけれども、要は農家さんはそんな車乗っている人はいないんで、そういう方向性もちょっと考えてもらえば。

大型は禁止ですよとは書いてありますけれども、がんがん土手も越えてきているんで、そういう規制もちょっと考えていただければありがたいなと思います。

○事務局 承知しました。ありがとうございます。

ちょっとまずは担当課に事情などを説明して、すぐ対処していただくよう求めることにいたします。

○8番（鈴木 隆委員） 道路治水課ですか。

○事務局 そうですね。

○議長 では、その件はそれでよろしいですか。

○8番（鈴木 隆委員） お願いいたします。

○議長 では、次回の日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回は、令和7年11月25日火曜日、午後2時から、同じく3-4会議室の開催となります。よろしくお願ひします。

○議長 ほかに、特ないようございましたら、これで、議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様方には慎重審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一會長職務代理よりお願ひいたします。

○2番（鈴木新一委員） 本当に皆さん、慎重審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

○事務局長 ありがとうございました。これにて散会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時13分